

第6章 フランス酪農部門

—生産コストと契約化の展開—

須田 文明

1. はじめに

欧州連合（EU）では1984年以降2015年まで生乳クォータ制度が実施されてきた。酪農部門は穀物部門に比して、数度にわたる重要なCAP改革から相対的に影響を受けず、自由な市場での競争にさらされることが少なかった。ところが2015年のクォータ廃止の決定を受けて、酪農部門も歴史的な改革の波にのまれることになった。クォータ廃止後の、生産者の生乳の販路確保をめぐって酪農部門の「軟着陸」を目指して導入されたのが「契約化」の措置であり、生産者の生産者組織（OP）への組織化の措置である。

生乳クォータ廃止前後から、フランス酪農部門における契約化と生産者組織の現状について、多くの政府報告書（CGAAER（2015）,（2017）等）が刊行され、また多くの研究成果（*Economie rurale* 誌、酪農特集号（2018）等）が蓄積されつつある。本稿はフランスにおけるこれらの政府報告書や先行研究をサーベイし、より最近でのフランス酪農部門における状況を紹介すると同時に、農業部門における契約化及び生産者組織並びにそれらとEU競争規則との関係についての近年の諸規則の興味深い展開について概観することを目的としている。フランスでは新農業食品法が2018年10月に成立し、生産者に公正な報酬が与えられるよう、生産者価格が交渉される際の指標の作成を垂直的業種組織が担うことが取り決められたところである。こうした措置の実施を主導する酪農部門での展開は、今後のフランスの農業食料政策の展開を考える上で興味深い事例を提供してくれることであろう。

また本稿は、チーズをはじめとした高品質な乳製品の生産国であるフランス酪農の生産費構造について、政府報告書（OFPM, 2018）や酪農団体の研究機関である畜産研究所 Institut d'Élevage の刊行物などをもとに主要なデータを取り上げたい。折しも2019年2月に日EU経済連携協定（日EUEPA）が発効したところであり、欧州の酪農経営の生産構造と生産費の構成を検討することは、今後の我が国の酪農経営の国際競争力の向上を考えるに当たって示唆を与えてくれるかもしれない。

2. 世界とフランスの酪農生産の概要

（1）主要酪農生産国の概要

世界で生産される生乳は8億2,600万トンであり、うち6億7,860万トン(82%)が牛の

生乳である。生産された生乳のすべてが集荷されるわけではない。第1表に示すのは、世界及びEU、フランスを含む主要生産国における牛の生乳集荷量の動向である。なお日本は主要生産国とは言えないかもしれないが参考のために掲載してある。

第1表 生乳集荷量 (100万トン)

	2012	2013	2014	2015	2016	2017
EU28 各国	141.0	141.9	148.8	152.0	152.6	155.3
・ドイツ	29.7	30.3	31.4	31.5	31.3	31.3
・フランス	24.3	24.0	25.3	25.4	24.5	24.6
ロシア	18.8	18.4	19.1	20.1	20.9	21.2
米国	90.6	90.8	93.0	94.2	95.9	97.3
中国	27.9	27.4	27.9	27.1	26.5	26.1
日本	7.6	7.5	7.3	7.3	7.3	7.2
ブラジル	23.0	24.3	25.5	24.8	23.9	25.1
NZ	20.5	20.1	21.8	21.5	21.2	21.5
豪	9.6	9.7	10.0	10.0	9.3	9.6

資料:CNIEL (2019), p.172 より作成。

世界の生乳生産量は7億トン（生乳換算）である（2017年, CNIEL (2019)）。EUが28か国で1.6億トンで、世界の生乳生産量の四分の一ほどを占める大酪農地域であり、次いで米国9,700万トン、中国2,600万トン、ブラジル2,500万トン、ニュージーランド2,200万トンなどとなっている。ちなみにEUの主要な生乳生産国を2017年の集乳量で見ると、ドイツ3,194万トン、フランス2,453万トン、英国1,513万トン、オランダ1,430万トンであり、フランスはドイツに次ぐ生産国である（Agreste (2018), p.158）。

乳製品貿易量は世界の生乳生産量の8%を占めるに過ぎず、大豆の42%、小麦の22%に比してかなり低い（Bartiaux, Chatellier, Trouvé (2018)）。また生乳の形でなく、チーズやバター、粉乳等の加工品として輸出入されるのも特徴である。ニュージーランドが輸出量の30%を占めるが、チーズに関してはEUの地位が圧倒的に高い（Perrot, et al. (2018)）。またEUでの乳製品輸出額はドイツ82億ユーロ、オランダ75億ユーロ、フランス59億ユーロとなっている（2018年, CNIEL (2019) , p.147）⁽¹⁾。

（2）フランス酪農乳製品部門の特徴

2017年のフランスの生乳生産量は239億リットルで、年間国内消費は209億リットル（生乳換算）であった（La France Agricole, no.3789, 2019, p.4）。フランスの生乳資源はほとんど国内で加工されており、2015年と2017年の間で集乳量は減少したものの、乳製品の加工割合に全く変化はなかった。すなわちチーズ（35%）、バター（20%）、飲用乳（9%）、

クリーム (8%), ヨーグルト及びデザート (7%), 粉乳等 (20%)である (いずれも固形成分量 MSU に占める割合)。またフランスで集乳され、加工されたフランス乳製品の販路は、輸出向け 42% (EU 域内 30%, 域外 12%) であり、残りの国内市場向けの 58%のうち、家計による購入 42% (うち野外市場、専門店がそれぞれ 3%), レストラン 5%, 食品工業 (カゼインなど) 11%となっている。また輸入を含んだ乳製品の国内消費の 57%が家計への販売であり、その製品内訳別ではチーズ 45%, ヨーグルト 28%, 飲用乳 14%, バター7%, クリーム 5%である。菓子製造業などの食品工業向けの、いわゆる BtoB の販路が 33%を、レストランや給食向けが 10%を占めている (Perrot, et al. (2018))。

フランスでは、チーズを中心に乳製品の高付加価値化戦略がとられているが、こうした付加価値の高い乳製品の加工向けの集乳は全体の 15%であり、うち 9.6%が原産地呼称保護 (PDO), 2.2%が有機食品であり、その他、フランスの酪農生産者を支援するフェアトレード商標 (C'est qui est patron), 山岳地帯表示 (Mont Lait 等, 山岳地帯で生産された乳製品) など民間の認証等も利用されている。

なおフランスの乳製品輸出を示せば以下の表のとおりである。Chatellier (2018) は、フランスのチーズ輸出がドイツやオランダほどにはダイナミックではなく、第三国輸出は中国のベビーミルクに過度に依存しているとし、フランスの乳業の脆弱性について指摘している。

第2表 フランスの乳製品輸出 (固形成分量 MSU, 1,000 トン)

	2015	2017
粉乳等	264	246
チーズ	201	204
バター	90	83
クリーム	84	61
飲用乳, ヨーグルト, デザート	61	53

資料 : La France Agricole, no.3789, p.4.

3. フランス酪農経営と乳業の現状

(1) フランスの酪農経営構造

フランスの酪農経営は再編過程にあり、経営数は 2000 年の 70,732 戸から 2015 年の 45,205 戸へと減少する一方、農地面積は同期間に 62ha から 95ha へと 1.5 倍になり、経営当たりの生乳の平均生産量は約 22 万リットルから約 41 万リットルへと倍増しており、経営規模の拡大が見られる。乳牛頭数が 1.5 倍になる間に生産量が 2 倍になっていることから、乳牛の能力向上もうかがわれる。同時期に経営者の平均年齢は 45 歳から 49 歳へと推移していることから、経営の世代交代もそれなりに進んでいると推察される (第3表)。

第3表 フランスの酪農専門経営の推移

	2000	2010	2013	2015	2016
経営戸数	70,732	48,171	45,873	45,205	45,229
農地面積 (ha)	63	86	92	95	93
飼料面積 (ha)	46	65	70	72	71
・永年草地	23	32	33	33	34
・トウモロコシ	10	14	16	17	16
乳牛頭数 (頭)	39	51	56	60	59
生乳平均生産量 (リットル)	219,595	358,032	371,636	410,841	391,242
働き手 (人)	1.6	1.8	1.9	1.9	1.9
・家族労働	1.6	1.7	1.7	1.7	1.6
平均年齢 (歳)	45	47	48	49	50

資料：CNIEL (2018) p.26.

第4表 フランスの酪農経営の地域別分布

1,000 戸	1983	2000	2005	2010	2015	2016	2017p
ブルターニュ	66.1	22.1	18.3	14.2	12.2	11.6	11.3
オーベルニュ・ローヌアルプ	61.4	19.7	15.9	12.6	9.9	9.6	9.3
ノルマンディ	51.2	17.3	13.7	10.5	8.7	7.9	7.9
ペイ ドラロワール	49.8	15.6	13.1	10.0	8.5	8.0	7.9
オード・フランス	24.4	10.1	8.3	6.7	5.3	5.1	4.9
グラン・エスト	30.4	9.7	8.1	6.3	5.1	4.9	4.8
ブルゴーニュ・フランシュコンテ	22.6	7.7	6.5	5.4	4.7	4.6	4.5
ヌーベル・アキテーヌ	45.7	8.9	6.8	4.7	3.2	2.9	2.8
オクシタニー	20.4	6.8	5.4	3.9	2.9	2.7	2.6
サントル・バルドロワール	10.9	2.0	1.5	1.1	0.9	0.9	0.8
その他の州	2.0	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2
全体	384.9	120.4	98.0	75.8	61.8	58.5	57.0

資料：Agreste, 2018, p.157.

(2) フランスの酪農地帯

フランスの酪農経営地帯を見てみよう。ブルターニュ州とペイドラロワール州、ノルマンディー州の三つの北西部の州で 2017 年の全国出荷者数の 50%、全国集乳量の 54%を占める（第4表及び第5表）。生乳の特徴として、腐敗しやすいこと、容積・重量が大きいことなどから、集乳コストを合理化すべく、酪農部門の再編がなされてきた（Dedieu, Courleux,

(2009))。南部や西部で穀物への転換が進行してきた結果、これらの地域の集乳量割合が減少しており、西部のヌーベル・アキテーヌ州では1983年に全国集乳量の7.5%を占めていたのが、2017年では4.8%となり、南部のオクシタニー州ではそれぞれ4.3%から3.2%に減少している。またトゥールーズを中心とした南部では、生乳は飲用乳に加工される割合が多く、量販店が飲用乳を目玉商品とするため、その原料向けの生乳が安く買ったたかれてきたことも、南部での酪農生産衰退の理由の一つである。

なお、クォータ制度開始前年の1983年の上位3州の割合がすでに全国集乳量の51.4%であり、その割合が現在にいたるまで、劇的に増加していないのは、県ないし州をまたいでのクォータ量ないし、乳業による生産者契約量の移転がなされていないこと、乳業メーカーが生産量を制約的に管理していることなどによる。

第5表 フランスの集乳量の地域別分布

100万リットル	1983	2000	2005	2010	2015	2016	2017p
ブルターニュ	5,566	4,712	4,718	4,909	5,422	5,383	5,442
ペイ ドラロワール	3,716	3,296	3,300	3,418	3,891	3,801	3,782
ノルマンディ	3,741	3,290	3,285	3,456	3,739	3,607	3,737
オーベルニュ・ローヌアルプ	2,459	2,496	2,523	2,476	2,573	2,476	2,451
オード・フランス	2,274	2,162	2,154	2,137	2,342	2,259	2,288
グラン・エスト	2,385	2,103	2,104	2,140	2,335	2,221	2,221
ブルゴーニュ・フランシュコンテ	1,546	1,568	1,618	1,442	1,614	1,585	1,608
ヌーベル・アキテーヌ	1,898	1,469	1,451	1,481	1,290	1,224	1,137
オクシタニー	1,093	1,006	1,006	903	841	805	754
サントル・バルドロワール	556	444	467	440	459	442	430
その他	86	78	76	88	80	53	59
全体	25,320	22,625	22,702	22,890	24,586	23,856	23,908

資料：Agreste, 2018, p.157.

(3) フランスの乳業メーカーと酪農協の地位

こうした酪農経営の多くが農協に加入している。酪農関係の農協の組合員数は約3万5,000であり、農協が占める割合は、集乳量の55% (128億リットル)、加工の45%である。農協が集乳した生乳の80%は農協により加工される。農協による集乳割合は、ドイツの70%やオランダの95%に比して低い。例えば酪農協最大のSodiaalグループは全国の71の県で70以上の工場を持ち、1万1,763の経営から47億リットルを集荷している(全国集乳量の20%)。これに対して民間乳業は集乳量の45%、加工量の55%を占め、うち最大規模のラクタリスが、全国に65の工場を持ち、1万2,000の経営から56億リットルを集乳してフランスの集乳シェアの20%以上を占める(なお同社は、世界中では180億リットル)

ルを集める)。民間乳業の第2位はダノン、続いて Savencia (旧 Bongrain), Bel である (第6表参照)。ダノンはヨーグルト中心で、Savencia や Bel はチーズが中心である。2016年に集乳を行った農協及び民間乳業は411あるが、2億リットル以上集乳している27の事業所 (事業所数の6.6%)で集乳量の75.5%, 酪農経営の71.4%を占めており、寡占化が進んでいると言える (CNIEL (2018), p.52)。このような乳業の寡占化は量販店の寡占化と同時並行的に進行しているのに対して、生乳生産者は分断され、細分化された状況となっている。

第6表 世界の乳業メーカー売上高上位20社 (2017)

順位	企業名	本社所在国	地位	売上高 10 億 USD
1	ネスレ	スイス	民間	24.2
2	ラクトリス	フランス	民間	19.9
3	ダノン	フランス	民間	17.6
4	デイリーファーマーズオブアメリカ	米国	農協	14.7
5	フォンテラ	ニュージー	農協	13.7
6	フリースランドカンピーナ	オランダ	農協	13.6
7	アーラフーズ	デンマーク・スウェーデン	農協	11.7
8	サブート	カナダ	農協	10.8
9	伊利集団	中国	民間	9.9
10	蒙牛乳業	中国	民間	8.8
11	ディーンフーズ	米国	民間	7.5
12	ユニリーバ	オランダ	民間	7.0
13	DMK	ドイツ	農協	6.5
14	クラフト・ハインツ	米国	民間	6.2
15	明治	日本	民間	5.8
16	ソディアール	フランス	農協	5.8
17	サベンシア	フランス	民間	5.5
18	ミュラー	ドイツ	民間	5.1
19	アグロプール	カナダ	民間	5.1
20	シュレイバーフーズ	米国	民間	5.0

資料：農畜産業振興機構(2018)より、地位について筆者加筆。

4. フランス酪農の生産費と国際競争力

(1) 乳製品の主要輸出国の特徴

Perrot らは主要な乳製品輸出国である米国とニュージーランド、ドイツ、オランダ、デンマークに関してその主要酪農地帯を対象として、酪農の特徴と生産コストの比較を試みているので、紹介しておこう (Perrot, et al. (2018))。米国についてはカリフォルニア州、ドイツについては北部ドイツ、フランスについてはブルターニュ州とペイドラロワール州を対象とするものである。

第7表 乳製品主要輸出国の特徴と生産コスト(2012年)

	米国	NZ	仏	独	蘭	丁
経営面積 (ha)	-	141	63	73	50	140
被雇用者率 (%)	95	62	5	25	9	52
乳牛数 (頭)	1,355	397	50	85	84	152
1頭当たり生産量 (リットル)	9,900	4,100	7,100	8,000	7,700	8,400
経営当たり生産量 (1,000 リットル)	13,412	1,613	351	680	649	1,268
1人当たり生産量 (1,000 リットル)	1,227	577	206	356	386	513
中間消費 (作物販売除く) (1)	239	169	239	258	263	272
・うち飼料代	203	69	67	108	108	117
・うち草地関連投入材	-	39	8	10	13	6
・うち他の材	37	61	164	140	142	149
固定費(2)	38	139	119	107	142	191
・減価償却 (施設, 機械等)	5	22	76	55	65	55
・利子	1	68	15	14	49	76
・賃金	27	35	6	15	7	41
・地代	5	14	22	23	21	19
税金, 保険料(3)	2	11	15	15	16	10
牛乳販売手数料(4)	9	-	-			-
乳廃牛副産物の控除(5)	22	-17	-58	-56	-61	-57
補助前原価(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	310	301	315	324	360	416
補助金 (6)	-	-	67	47	44	54
原価(1)+(2)+(3)+(4)+(5)-(6)	310	301	248	277	316	362
経営者一人当たり報酬(7)	-	22	117	54	61	24
損益分岐価格 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)-(6)+(7)	310	323	365	331	377	386
乳価	299	350	339	347	385	369

資料: Perrot, et al. (2018)、p.123 表3から筆者加工。

注1) 中間消費から乳価まで、単位は、ユーロ/1,000 リットル。

2) 経営者報酬は欧州各国の場合、フランス最低賃金 x 1.5。

(2) フランスとドイツの比較

フランスの生産者乳価を他の EU 主要国と比較してみよう。Perrot, et al. (2018)によれば 2007～2015 年の平均の乳価はオランダ 371 ユーロ/1,000 リットル、デンマーク 358 ユーロ/1,000 リットルである。両国はほぼ農協の独占状態にあり、農協が輸出ノウハウを有し、優良輸出港もあり、集乳コストも低い。それに対しフランスの乳価は 336 ユーロ/リットルで、ドイツは 334 ユーロ/リットルである。フランスでは、国際市場でのバター及び粉乳の価格並びにドイツのチーズ価格を参考にして、全国酪農経済専門業種センター (CNIEL) が、生産者乳価の指標を設定してきた経緯がある。この結果フランスとドイツとの生乳価格はほぼ同じ水準になっている。ところが、乳製品の価格はフランスの方が高い。加工量はドイツの方が 19%多いのに、フランスの乳製品販売額は 319 億ユーロに対して、ドイツのそれは 276 億ユーロである。さらに、工場からの出荷価格では、2014 年にドイツは 878 ユーロ/トンに対して、フランスは 1,236 ユーロ/トンである。チーズにおいて多様なブランドを有するフランスの乳製品の方が高価格で売られるにもかかわらず、生乳に関しては両国の価格がほぼ同じであることについて Perrot, et al. (2018)は以下のように説明する。フランス乳業の付加価値は、生産者に対するよりも、従業員の報酬に向けられ、フランスの加工部門の従業者数が 5 万 6,000 人であるのに対して、ドイツでは 4 万人ほどである。

生産費の構成のうち飼料を取り上げてみよう。フランスではクォータ制度の発足以来、経営での飼料自給戦略がとられてきたが、このことが、平野部の専門経営にとってはコストを押し上げる要因となる側面もある (Trouvé, et al. (2016))。すなわちクォータが農地と結合されていたためにフランスの平野部では、肉牛及び耕種への多角化がなされ、自給飼料生産 (牧草とトウモロコシ) を発展させた。このため輸入も含めた購入飼料を使う割合が多いドイツ北部地方に比べると、飼料代そのものは安くなるが、自給飼料生産のための機械設備や労力が増えるからである (Perrot, et al. (2018), p.124)。

(3) 酪農専門経営の会計

フランスの酪農専門経営の生産費構造を詳しく検討しよう。販売額に占める課税前所得 (RCAI) の割合は、年によって、15～24%と様々であり、2016 年には 15%で、販売額 17 万 1,528 ユーロに対して 2 万 6,167 ユーロであり、家族労働一人当たり 1 万 7,580 ユーロとなる。2017 年では生乳価格の上昇 (対前年 13%)がみられ、課税前所得は 56%増加し、販売額 18 万 6,748 ユーロに対して、4 万 929 ユーロで、一人当たり 2 万 7,498 ユーロである。フランス政府の報告書である生産者マージン観測 (OFPM) が示している酪農専門経営の平均販売額とその割合、その経費の推移をまとめたのが第 8 表である。

第8表 酪農専門経営の販売額と経費割合(1,000ユーロ, %)

	2010	2012	2014	2016	2017	2018
平均販売額	147	170	191	172	181	182
販売額割合						
牛乳	65	64	71	66	68	68
副産物	17	20	15	16	16	15
補助金	18	16	14	18	17	17
経費割合						
課税前所得	24	18	19	15	20	19
飼料代	14	16	16	16	15	15
外部経費	35	38	37	38	37	38
減価償却	16	16	16	18	16	16
地代	12	12	13	13	12	12

資料：OFPM (2019)、p.207 図 117、p.208 図 118 から筆者作成。

第9表 酪農専門経営の生産コスト(2017)(ユーロ/1,000 リットル)

	平野部	山岳地帯
標本数	105	89
面積(ha)	117	92
うち飼料用面積(ヘクタール)	86	83
うちトウモロコシ面積率(%)	30	8
搾乳頭数	86	62
うちホルスタイン率(%)	76	37
働き手(人)	2.3	2.1
うち経営者(人)	1.9	1.9
生産量(1,000 リットル)	656	428
生産費全体(ユーロ)	469	659
・労働(賃金, 社会保険料, 経営者報酬評価額)	117	191
・農地と資本(地代, 自作地報酬評価額など)	33	45
・管理費(輸送, 保険)	27	40
・建物(減価償却など)	55	74
・機械(減価償却, 第三者による労働, 燃料)	96	136
・畜産費(獣医, 繁殖)	44	55
・草地(肥料, 種子)	27	25
・飼料代(濃厚飼料, 粗飼料)	70	94
うち濃厚飼料	66	82
売上高(ユーロ)	462	607
・生乳販売	348	416
・副産物	55	58
・補助金	59	133

資料：Institut d'élevage (2018), Observatoire Inosys-Reseaux d'élevage から筆者作成。

さらに畜産研究所 Institut d'Élevage (生産者からの分担金と国の農業普及予算 CASDAR により運営される応用技術研究機構 ACTA の一つ) は、酪農経営を場所と経営内容とにより五つ(「平地での酪農専門経営」, 「平地での乳肉混合経営」, 「平地での作物畜産複合経営」, 「山岳地帯での酪農専門経営」, 「山岳地帯での乳肉混合経営」) に分けて、経営の概要と生産費を毎年、示している。2017 年には、335 の経営が標本として抽出されている。この山岳地帯にはフランシュ＝コンテとサヴォワ地方は含まれていない。この二つの地方は PDO チーズ (コンテやボーフォール) 加工向けのためにかなり高い乳価を得ることができるため他の山岳地帯の経費構造と乖離しているからである。こうしたチーズ向けの乳価は標準よりも 50% 以上高い場合もある。標準乳価はおよそ 320～350 ユーロ/リットルであるのに対し (2017 年は 333 ユーロ/1,000 リットル), PDO コンテ向けの生乳の乳価は 450 ユーロ/1,000 リットル, PDO ボーフォールで 754 ユーロ/1,000 リットル (2015) となる。なお、オーヴェルニュやノルマンディでは PDO 向けの乳価でも標準生乳とさほどの差がない。第 9 表は、「酪農専門経営」について、平地と山岳地帯での酪農生産の現状と経費の構造を比較したものである。

5. フランスにおける契約化の展開と生産者組織、垂直的業種組織

(1) フランスにおけるクォータ制度とその廃止

EU では 1984 年以来、過剰生産を抑制するために域内の生乳生産量の割当を行う生乳クォータ制度を実施し、乳製品の過剰在庫問題への対処や乳価の維持や安定化を図っていた。1990 年代以降、数次にわたり共通農業政策 (CAP) は改革されてきたが、その改革初期段階では、酪農部門はあまり影響を受けず、クォータ制度の下、特定の乳製品 (バターと粉乳) に対して価格保証が行われてきた。しかしアジェンダ 2000 (2003 年の閣僚合意) の改革により、介入価格の引き下げが行われ直接支払いが導入され、2006 年からは年間 0.5% の割合でクォータ総量が拡大された。さらに 2008 年のヘルスチェック改革の結果、2015 年にクォータを廃止することが決定されるとともに、2009 年以降、クォータ総量が年 1% ずつ拡大された (木下 2013)。なお、クォータ量の拡大は国により異なり、2005/06 年から 2014/15 年の間に、15% から 20% 増加した国もあるが、フランスでは 9% の増加に留まった (Perrot, et al. (2018))。

フランスにおいては農業団体と国とが、県レベルでクォータを管理し、引退や畑作への転換などによって従来の酪農経営が使わなくなった (解放された) クォータ量を、新規就農する青年に優先的に配分するなど、クォータ管理は農業構造政策の重要な一翼をも担ってきた (Lambaré (2018), 石井 (2010))。このようなクォータ管理も通じてブルターニュなどの集約的酪農地帯への経営の集中を抑制してきたのである。酪農経営が全国に分散されることで、集乳を担う民間乳業や農協も全国に分散して工場を持つことになった。なお、フランスでは 2011 年以前はクォータは県の内部で配分されていたが、同年以降、全国の集乳地帯を九つに分割し、その地帯の内部で、県をまたいで配分されることとなった。

(2) フランスにおける契約化の展開

クォータが廃止されることが決定されると、廃止に伴い生乳生産量が増加し価格が下落することが予想されたことから、EU では、生乳の価格維持と販路を確保すべく、クォータ廃止に伴う酪農部門の「軟着陸」を模索して多様な取組がなされてきた。フランスもその過程で主要な役割を果たした。EU 及びフランスでの酪農部門に関連した近年の重要な政策決定を第10表に示す。

フランスにおいては、クォータ廃止後に向けた対応として、特に、「契約化」と、民間乳業に対する生産者の交渉力を強化するため生乳生産者を生産者組織（OP）へ「組織化」するという措置を推進してきている。「契約化」と「組織化」は密接に関連しあっている。まず、契約化に関する最初の主要な政策決定として、2010年の農業近代化法(7月27日付け)が、生産者に対して書面により買い取り契約条件を提示することを、民間乳業に義務づけた。同法はその第12条で、垂直的業種組織の協定の拡張により、もしくはデクレにより、販売契約の締結を義務づけることができることを規定している。生乳の垂直的業種組織（全国酪農経済業種委員会（CNIEL））は民間乳業の抵抗によりこの義務づけを定める業種協定を作成することができず、2010年12月30日のデクレにより、翌2011年4月1日以降、生産者に対して、5年以上（現在は7年以上）の期間での書面での契約を提示することを生乳の買い手業者に対して義務づけた。

第10表 クォータから酪農契約へ

年	事項
2008	欧州委：2015年4月のクォータ廃止を決定
2009	欧州酪農危機（2007/08の高騰後の生乳価格急落）
2010	仏：農業近代化法により書面での契約による原則導入
2012	・ 欧州委：酪農パッケージ。規則 no.261/2012（クォータ廃止対策） ・ 仏：「生乳部門における経済組織化に関するデクレ no. 2012-512」
2013	欧州規則：「OCM 規則」 no.1308/2013 による契約化、生産者組織、垂直的業種組織
2014	・ 仏：「農業の未来に関する法律」により OP の役割承認 ・ 仏：デクレ（no. 2014-842）：民間乳業に OP との契約義務づけ
2015	クォータ廃止（4月）
2016	仏：Sapin 2 法：乳価への生産コストの考慮、生産者間で契約の有償譲渡禁止
2017	・ 欧州司法裁判所「フランスのノール県のエンダイク経済組織」判決 ・ 欧州規則：「オムニバス規則」 no.2393/2017 による OCM 規則の修正
2018	・ 仏公正取引委員会「農業部門に関する見解」 no.18-A-04 ・ 仏：新農業食品法：生産者価格への生産コストの反映

資料：Lambaré, P. et al. (2016)、pp.2-3 より筆者作成。

フランス政府の報告書によれば民間乳業の91%は、集乳の相手となる生乳生産者と契約書を取り交わしている (CGAAER (2015))。法律で書面による条件提示を義務づけたことがこの高い割合につながっている可能性がある。また、他のEU加盟国は契約期間を6か月などとしている例があるのに対し、フランスは5年 (現在7年) 以上の契約期間を義務づけており、取引関係の安定化を図っている。

2011/12年に結ばれた第一世代の酪農契約は、クォータ廃止直前の枠組みに依拠していたようである。すなわち、標準的な契約は、出荷量については2015年3月31日の最後のクォータ量を基準にし、乳価の計算方法についてはCNIELの協定 (2010年8月18日付け) に規定された価格指標に基づいている (Trouvé, A. et al. (2016))。この計算方式は、乳価決定に当たって、その20%はバター・粉乳の国際市場動向を反映し、20%はドイツのゴータ・エダム・エメンタール価格の市場動向を反映するのだが、国内の一般乳製品の市場動向は乳価には反映されない仕組みである。このような計算をすることで、フランスの乳価はドイツとほぼ同じながら、若干ドイツよりも高めに維持され、ドイツからの過剰な輸入を回避するように設定されているのである^②。

2014年の「農業の未来に関する法律」は、「そのメンバーにより出荷される農産物の量及び特徴、価格についてのデータ情報を生産者組織に移転すること」をデクレもしくは垂直的業種組織の協定により義務づけることができるとした。生産者と買い手との間の情報の非対称性を改善するためのこうした規定が設けられたものの、この情報移転を行うために必要なデクレも業種組織の協定も、作成されなかった。なお2014年のデクレ (no.2014-842) が、民間乳業に、集乳対象の生乳生産者がOPに加入している場合には、当該OPを契約相手とすることを義務づけている。

契約に際して、乳価の水準が生産者に公平な所得を保証するものとなるよう、政府は取り組んでいる。2016年の「Sapin 2法」は乳価を決める際に生産コストを考慮することができることを規定しており、第9表に示した畜産研究所の生産コストの指標は同法に基づいて公表することが可能となっている。またSapin2法はその第95条により、7年間、乳業との間で交わされた生乳契約を、酪農経営間で金銭的に委譲することを禁止している。後述する2018年の新農業食品法においては、更に進んで、生産コストを考慮することを義務づけた。

なお、農協の場合は、所属する組合員の生乳生産者から集乳するので、契約化の議論と切り離して考えることができるが、集乳量シェアの半分の規模があることから、その価格決定等についても言及しておこう。民間乳業は契約供給量を正確に守ることを重視する傾向にあるのに対して、農協は酪農経営の生産量・出荷量の増加を容認する傾向がある。例えば最大の農協であるSodiaalは、同農協が2015年に各経営に提示した最後のクォータ量に基づく生乳出荷量 (A量) に対して、CNIELの指標に準拠して安定した価格を保証し、これを超える量 (B量) については国際市場でのバター・粉乳価格を参考に乳価を決定している (Trouvé, A. et al. (2016))。A量を超えても集乳を拒否しないということである。ちなみに、民間乳業最大手のLactalisはSodiaalの価格 (B量についての価格も含めた平均) に

接近させて乳価を決定しているとされる (Lambaré et al. (2016), p.20)。

EU の「酪農パッケージ」(規則 no.261/2012, 2012 年 2 月 16 日付け) は、希望する加盟国に対して、「生産者組織 (OP)」を設置すること、生乳の買い手に対して契約を義務づけること、生産者が OP に生乳所有権を移転することなく、買い手に対して集団的に交渉することを可能とすることを、欧州共同体レベルで承認した。これらの組織や取引は EC 競争規則の例外とされたのである。この欧州規則は翌 2013 年、単一共通農業市場組織 (OCM) 規則 (no.1308/2013) に統合された。こうして EU に先駆けてフランスが農業近代化法により導入した契約化等に関する措置が法的安定性を獲得し、フランスは「生乳部門における経済組織化に関する」デクレ no.2012-512 (2012 年 4 月 19 日付け) を公布し、生産者組織として認可されるための最低限の条件を規定した (Trouvé, et al. (2016))。例えば OP の最低限の規模として、200 人以上の生産者もしくは 6,000 リットル以上の出荷量が求められている。

歴史的には、酪農家の生産者のグループは 70 年代以降、地元の集荷業者を中心として多く形成されてきた。生産者組織 (OP) はこうした組織を元に形成されることもあるし、農業者組合 (たいていは県農業経営者連合会 (FDSEA) の酪農部会) のイニシアチブで形成されることもある。なお、このデクレ no.2012-512 は生乳の所有権の有無により二つの OP を区別している。商業的 OP は、メンバーから生乳の所有権を譲り受けて、当該組織自身が、その販売のために、メンバーの生乳の所有者となる。他方で非商業的 OP では、所有権の移転なしに、そのメンバーの生乳を販売する。

(3) 生産者組織 (OP) の現状

フランス公正取引委員会の「農業部門に関する勧告」(Avis. No.18-A-04) (2018 年 5 月 3 日付け) によれば、フランスでは 654 の生産者組織 OP が存在し、生乳 67, 果樹野菜 226, 畜産及び精肉 274 で、承認済み OP の 90% を占めている。これらの生産者組織の代表性は生産分野に応じて異なり、生乳部門では生乳生産量の 25% ほど、果樹野菜では生産量の 50%, 肉牛部門で 48%, 養豚部門で 85% などとなっている。また果樹野菜部門では OP のほとんど (92%) が所有権の移転を伴う商業的 OP であり、逆に生乳部門ではほとんどの OP では所有権移転を伴わない非商業的 OP である (第 11 表)。商業的 OP は有機生乳を扱う Biolait 等しか存在せず、Biolait は 2018 年には 2 億 6,000 万リットルを集乳している (前年比 32% 増)。

なお、第 11 表が示すように、生乳部門での非商業的 OP には、乳業 1 社のみに生乳を出荷するもの (垂直的 OP) が多く存在し、複数の乳業に出荷するそれ (水平的 OP) は少数である。その理由を公正取引委員会の上記「勧告」は、農業者組合 (Coordination rurale) からの聞き取りをもとに、以下のように説明している。すなわち、2008 年のクォータ廃止の決定を受けて、2010 年の農業近代化法により契約化の義務づけが導入されるという状況を背景として、生産者が出荷先を確保するためには特定の乳業と直接結合していることが

望ましいと考えられた。OP の承認に関するデクレの発出は 2012 年を待たなければならなかった。それまでの間に、契約化がはらむ危険性を即座に理解した民間乳業の側でも、自らに有利な条件を整えるべく、出荷先の乳業を一つに絞る OP を立ち上げるように、自らに出荷する酪農生産者に働きかけ、そのための金銭的支援も行ったのである。このようにして成立した OP の多くは、一つの乳業に対して従属的状态に置かれている。

なお生乳部門の OP は、メンバーの分担金により運営され、分担金額は出荷生乳量に応じて計算され、その単価は、0.3～1.0 ユーロ/1,000 リットルである（Trouvé et al. (2016)）。

第 11 表 生乳の生産者組織の性格（2016 年 12 月時点）

	標準生乳	品質表示乳
商業的 OP	0	4
非商業的 OP	45	10
うち乳業 1 社のみ(垂直的)	36	7
うち複数の乳業（水平的）	9	3
AsOP（OP 連合会）	3	0
OP 全体	48	14

資料：Economie d'Elevage, (2016), p.14

Lambaré et al. (2016) 及び Trouvé et al. (2016) の先行研究から OP への組織化、契約化の現状を紹介しておこう。Lambaré らの試算によれば、1 万 4,500 人の生産者が、2016 年に認可されている OP のいずれか一つに加盟しており、同年に生乳 56 億リットルを出荷している。そのうち 1 万 3,500 人は慣行的生乳の OP に加盟し、52 億リットルを出荷している。こうした OP は一つの乳業に出荷している酪農家の半分を占めている（Lambaré et al. (2016) , p.14）。集乳地帯や民間乳業によって異なるが、民間乳業へ生乳を出荷する経営の OP への組織率は 30%～90%と、かなりの差がある。民間乳業と OP との関係やその交渉や契約化の実態は、一様ではないという。同一地帯の同一民間乳業に対して、複数の OP が存在するために OP 同士が競合し、交渉力が弱くなっていることもある。一つの民間乳業に 10 の OP が存在するような事例も見られる。（Trouvé, A. et al. (2016)）。

OP は、全体としても民間乳業に出荷する農家の半分しか代表せず、しかも個々の OP は、地帯ごと、民間乳業ごとにしか交渉できない。さらに、OP には人的資源が不十分な場合が多い。さらに付言するなら、集乳密度の低い地帯では OP の設立は困難であり、政府の促進策があっても OP が形成されないところが生じる、という問題も残る。

民間乳業と OP との関係について、いくつかの事例を挙げよう（Lambaré, P., et al (2018)）。ラクタリス社の場合、生乳生産者のうち、同社に出荷する 11 の垂直的 OP のメンバーであるのは 40%にとどまる。それに対して Savencia やダノン、Bel では、出荷生産者のほとんどがいずれかの OP に加盟している。これらの乳業はそれぞれ一つの OP 連合会(AsOP)を交渉相手として交渉する。例えば Savencia では 13 の OP が、ダノンでは七つの OP が

一つのOP連合会に組織され、それぞれのOP連合会は出荷生産者の80%を組織している。SavenciaのOP連合会であるSunlaitは、2,400人の酪農経営で12億リットルを集乳し、その機能は主として、OPの間での集乳量を管理すること(量の調査、予測的管理)、Savenciaグループとの交渉を組織すること(出荷量の設定、価格構築方法、契約条件の調整など)、である。他方で、全国ラクタリス酪農経営連合(UNELL)は、ラクタリスグループに出荷する八つのOPを集め、3,400人の酪農経営で、14億リットルを集乳する(Autorité de la Concurrence (2018))。

集乳の契約は、民間乳業とその企業に出荷する生乳生産者との間で交わされる。この契約には、個人契約を優先するタイプ(ラクタリス社の場合)と、民間乳業が、その乳業に出荷する生産者組織(OP)との間で交わした一括酪農契約(contra cadre)を生乳生産者に提示するタイプ(ダノン、Savencia、Belの場合)とがある(Lambaré et al. (2016), p.20)。

OPの規模は多様であり、生乳部門ではOPの75%は年間1億リットル以下の出荷量で、40%は5,000万リットル以下である(2016年の全国集乳量220億リットルに対して)。果樹野菜部門でもOPの60%は、年間1,000万ユーロ以下の販売額である(当該部門の販売額79億ユーロに対して)。このように全般的にOPの規模は極めて小さく、その交渉力は弱い(Autorité de la concurrence ((2018))。

(4) 垂直的業種組織

生産者組織とならんで、垂直的業種組織がフランスの農業において重要な役割を演じてきた。単一共通市場組織(OCM)規則no.1308/2013により規定されている意味での垂直的業種組織はEU全体で163あり(2016年6月1日時点)、うち63がフランスにある(以下CGAAER (2017)による)。フランスの酪農部門では、全国酪農経済業種委員会(CNIEL)が1974年3月に、全国酪農生産者連合会(FNPL)と全国酪農協連合会(FNCL)、全国乳業メーカー連合会(FNIL)によって設立されている。EU全体でも、酪農部門の垂直的業種組織はCNIELのみである。垂直的業種組織が行う活動の目標は単一市場組織(OCM)規則に規定されている(第157条3項。市場分析や品質向上など)。CNIELの予算は4,800万ユーロで(2015年)、うち4,030万ユーロは分担金による。分担金の内訳は生産者から73%、加工部門から27%であり生乳1,000リットル当たり1.662ユーロが徴収される(生産者1.22ユーロ、加工部門0.422ユーロ)。

CNIELの活動計画は3か年度ごとに設定され、その内容は以下のような五つの軸に大別される(2014-2016年)。

- 軸1：生産及び加工の競争力向上
- 軸2：生産者と加工業者のための信頼条件創出
- 軸3：輸出促進
- 軸4：生乳及び乳製品の品質向上
- 軸5：乳製品のイメージ向上

また、CNIELの地方支部である地方酪農経済業種委員会 CRIEL が 11 あり、その役割は「生乳及び乳製品のイメージ向上、国内需要と輸出を発展させるために生産者と加工業者との関係促進、並びにバリューチェーンのアクターたちが、部門の知識（調査研究の実施、統計データの公表による）、生乳の衛生的品質の向上、高付加価値化（GI、有機、山岳表示）、及び販売促進を導く」ことである。具体的には以下の役割を担う。

- ・ 地方レベルでの生産・加工についての情報の収集と提供
- ・ 品質の確保・向上：CNIEL に属する 12 の試験研究機関と連携し以下を実施
 - 酪農経営からの生乳出荷時点での細菌及び体細胞にかかる規則の適用
 - 生乳の品質に応じた支払い
 - 生乳における抗生物質残留検査、その除去
- ・ コミュニケーション：地方レベルでの乳製品イメージ向上

CNIEL の設立当初は、その地域センター（CRIEL）を通じて公平に生乳の品質管理を行うことを目的とし、こうした品質に基づいた支払いを中心に、地方レベルでの指標に基づいて生産者乳価が設定されていたが、やがて 1997 年以降、不正防止総局（DGCCRF）によりカルテルの疑いありと指摘される 2008 年まで、実質的にこの三者の間での乳価の交渉を行う場としての機能を果たしていた。乳価が CNIEL の場で決定される仕組みのもとでは、生産者の 9 割が参加する全国酪農生産者組合（FNPL）が、CNIEL の場に加わり乳価決定に影響力を持つことができた。なお、価格設定に際しては基本的にドイツのチーズ（ゴータ、エダム、エメンタール）価格と国際市場でのバターと粉乳の価格とが参考とされていた。2008 年の農産物価格の全般的な高騰を受けて、不正防止総局 DGCCRF が、こうした乳価決定方式に疑義を呈したのである。

（５）生産者組織及び垂直的業種組織と競争規則との関係

１）農業部門への競争規則の適用をめぐる

農業者の所得向上のために、EU としても、農業部門における契約化と生産者組織化及び垂直的業種組織の役割の明確化と強化を目指しているところだが、ここで、組織化等と競争政策との関係について言及しよう。

欧州連合 EU は、その「欧州連合の機能に関する条約 TFUE」第 101 条において競争制限的協定や協調的行為を規制している。農業部門においては生産者間での価格設定や市場割り当てなどが対象となる。以下で詳述するように欧州及びフランスでは農業部門における競争規則への例外が認められつつあるようである。もっともこうした例外は、生産者の組織化と OP への供給を集中するための、「インセンティブ的な」例外とも言える（Gouache, (2018)）。

先述してきたような酪農生産者の組織化やそれによる集团的取引は、競争制限的協定と見なされるリスクがあり、自由な市場競争を確保するための競争政策と対立することになる。この点に関して EU の立法者は、生乳や果樹野菜が腐敗しやすく、需要に対して供給を

即座には調節できないという自然制約の下で、農産物価格の乱高下のリスクが高いこと、多数で小規模の生産者に対して流通・加工側の集中が進んでいること、という農業部門に特殊な制約を改善すべく、生産者の組織化の促進を図ってきたのであり、こうした組織化等について競争規則の例外とするという考え方をとってきた。論点となるのは、競争政策の例外扱いをどこまで認めるのかということである。近年の動向は、この例外を拡大する傾向を示している。

2012年の酪農パッケージとそれを統合した2013年の単一共通市場組織（OCM）規則 no.1308/2013 の制定により生産者組織（OP）の設置やその集団的交渉権限が規定された。その後、2017年には「オムニバス規則」no.2017/2393 が制定され、OCM 規則を修正（第152条など）して、承認された OP 及び AOP の適格な活動は競争規則の例外となることをより明確化して生産者の組織化と供給の集中化を図ったのである⁽³⁾。そして、2017年11月14日には欧州司法裁判所による「エンダイブ事件」判決が下された。これは、フランス北部のエンダイブ（野菜の一種）生産者の10ほどの団体が販売価格や出荷量について調整を行ってきたことが2012年3月にフランス公正取引委員会によりカルテル行為とみなされて360万ユーロの罰金を科された事件である。2014年にフランスの裁判所が当局の判断を覆し、2017年の欧州司法裁判所の判決が判断を示した（第10表も参照）⁽⁴⁾。欧州司法裁判所はEU競争規則に対するCAPの優位性を確認し、加盟国で承認された生産者組織は、生産の計画化、需要への供給の調整（とりわけ量と品質）、生産者価格の調整という目標を迫及することができるとした。

このような近年の進展を反映して、フランス公正取引委員会は2018年5月3日付けで「農業部門に関する勧告（avis）」を行った（Avis. No.18-A-04）。農業部門における競争規則の適用についての勧告である。

以下では同勧告の四つの節に即して、競争規則への農業部門への適用の現状と勧告内容を紹介することにしたい⁽⁵⁾。

2）競争政策適用の現状等

（i）生産者組織（OP）及び生産者組織連合会（AOP）

加盟国により承認された OP もしくは AOP の中で生産者間において行う戦略的情報の交換、販売価格の集会的設定、生産量の調整などは、それが EU の共通市場の目標と整合し、OP ないし AOP に与えられた目標を達成するのに必要である場合には、競争規則（価格協定、生産販売制限などの禁止）を免れることとされている。したがって、「消費者にとって適正ならざる価格」をもたらすような価格設定、生産削減、もしくは市場配分の取り決めは、共通農業政策の目的を脅かすことになるので適用除外の対象とならない、ということである。

勧告においては、この適用免除がなされるための具体的条件として以下を提言している（以下 Racine Avocats, 2018 による）。

- ・免除の対象となるのは OP 及び AOP が役割とする四つの分野（生産計画の最適化、生産費用の最適化、販売、メンバーのための販売）のみであること。
- ・OP 及び AOP は、OCM 規則第 152 条第 1 項 b に規定される七つの活動（共同での加工、共同での流通、投入財の共同での取得など）のうちの一つ以上を実践しなければならないこと。
- ・OP 及び AOP は供給を集中し、そのメンバーの生産物を販売しなければならないこと。

（ii）垂直的業種組織

垂直的業種組織は、市場の透明性を改善させるべく、販売価格の設定又は契約途中で価格の変更を決定するための指標を作成し、普及することができることがオムニバス規則で規定されている。ただし、指標の作成には、匿名性のある実績ベースの統計データしか使用できず、予想数値などを排除する条件が付けられている。具体的には、欧州委員会が OCM 規則第 209 条第 2 項に基づいて、ジャガイモ業種組織委員会（CNIPT）が作成した指標を承認した際の、データの収集・取り扱い時の匿名性、専門のサーバーの設置、秘密保持事項への署名等の条件が参照事例とされている。また、指標が価格勧告の形を取ってはならない（Racine Avocats（2018）による要約）。

垂直的業種組織がこうした指標の作成と普及について法的安全性を確保したい場合には、OCM 規則第 210 条に基づいて欧州委員会に通知することができる。

生産者組織（OP 及び AOP）と異なり、垂直的業種組織は、量の調整措置、販売促進、価格の勧告を行うことができない。すなわち、垂直的業種組織が競争規則の適用を免れるのは、指標の作成・提供という形で交渉手法を提供することに限られる（Racine Avocats（2018））。

（iii）生産者、加工業者及び流通業者の「三者間」の行動

三者全部を連結させる厳密な意味での三者間での契約締結はできないが、二者間での契約をそれぞれ接続することはできるとされている（Avis, p.56）。実際にも、一方で生産者と加工業者とが契約、他方で加工業者と流通業者とが契約し、この二つの契約を結合させる連続した契約が実施されている。例えば動物愛護や非 GMO の品質・生産仕様を確保する際にこうした契約が締結されている。

公正取引委員会は、三者間で締結された契約そのものは競争規則に抵触するわけではないとしている。

（iv）高品質バリューチェーンの実践について

チーズ、ハム及びワインの地理的表示産品については、すでに生産者間で生産量の規制を取り決めることが認められている（競争規則の例外は量の管理のみに限定され、価格設定に関わることは認められていない）。

公正取引委員会の勧告では、上記の産品だけでなく、ほかの地理的表示産品にも例外を拡張することについて、検討の余地があるとしている。

3) 今後の展望

上記の公正取引委員会が勧告に従って、今後、不正防止総局（DGCCRF）が将来のガイドラインを作成することで、生産者組織や垂直業種組織に対して法的な安全性を保証することになるとされる。

もっとも、競争規則における農業部門の特殊性の考慮は強められたりもすれば弱められたりもしてきたのであって、時代に応じて変動することに留意を要する（Del Conte, 2017）。

なお、次期 CAP 改革においても単一 OCM 規則が重要な争点となることが予想されている。

6. 新農業食品法と最近の酪農部門の動向

(1) 新農業食品法の内容

最後に、2018年10月に成立した新農業食品法を取り上げる。同法は2016年の酪農危機を一つの要因として、2017年以降行われてきた食品国民会議の討議内容を受けて成立した。同法は、衛生、環境、食品品質、フードロス削減など広範な内容を含むが、「農業生産者に正当な所得を保証」することもその一角をなしており、本稿で論じてきた契約化・組織化に関して規定している。

まず契約化に関して、同法以前は、酪農や果樹野菜部門などだけに契約化の義務があったが、同法は、書面での販売契約の締結を義務付ける範囲をフランス国内で出荷されるすべての農産物に拡大した⁽⁶⁾。また、やはり生乳に限らず広く生産者に公平な所得を保証するために、生産者価格に生産コストを反映させることを求めた。すでに2016年のSapin2法が、契約で生産者乳価を決める際に生産コストを考慮することができるとしていたが、新農業食品法はこれを義務としたのである（農事法典L.631-24）。

ただし、生産コストの指標として何を採用するのかをめぐっては、法案の審議段階から論争の的になった。当初、政府の発表する「生産者マージン観測（OFPM）」が採用されることが農業者団体により期待されたが、政府の「お墨付き」を与える（政府による価格統制になる）ことが懸念され、結局、関連する垂直的業種組織の内部での協議によって指標を作成することとなった⁽⁷⁾。生乳の場合、CNIELがこうした指標を作成することとなっている。しかし、Mathieu（2019）も指摘するように、一つの分野においても生産コストの構造はきわめて多様でありコストを正確に把握することには技術的な問題もあることに加え、垂直的業種組織内でも利害が対立するから、どの数値を用いて指標を作成するかの判断には困難を伴うことが懸念される。

こうして生産者組織への結集と垂直的業種組織の強化により、農業者は交渉における力を強化された。しかし一方で、農業者もしくは生産者組織から契約の提案を行わない場合には、乳業が契約書の作成を受託することや乳業側から契約を提案することができるともさ

れている。

（２）法律制定後の酪農部門における最近の動向

ラクタリスは2019年2月28日付けで同社に出荷する酪農家に対して「民間乳業との契約の新たな提示は・・・同年4月1日までになされなければならない」と通知し（La France Agricole, no.3790, p.21），その同じ通知の中で，生産者組織 OP に属さない酪農生産者に対して，契約作成をラクタリスに委託することも促している。契約書の作成を受託ないし提案できることを利用して，出荷者に対する支配力を強めようとしているとみられる，こうしたラクタリスの動向に対して，複数の乳業に生乳を出荷する生産者組織 France MilkBord（農民連盟系列）は，警告を発している。「Savencia やダノンに出荷している酪農家がほとんど生産者組織に加盟しているのに対して，ラクタリスに出荷する酪農家の30%は，いずれの生産者組織にも加盟していない。乳業に契約書の作成を委託すること等は，乳価の低下圧力につながる」として，France MilkBord は生産者組織への加入を訴えている（ibid）。

作成の困難が指摘されていた生産コスト等の指標に関して，現在のところ，多くの生産者組織や農業組合畜産部会（FNPL の県組織などの非認可組織）は，2016年の RICA データにより畜産研究所により作成された指標 396 ユーロ/1,000 リットル（働き手一人当たりにつき最低賃金の二倍の報酬を可能とする水準）に準拠して生産者乳価の交渉を行っている。ただし，この指標は現在のところ非公式なものである（CNIEL 及び FNPL 会長 Thierry Roquefeuil 氏（AgraPresseHebdo, no.3687, 2019, pp.21-22））。酪農の垂直的業種組織（CNIEL）の経済部長 Benoit Rouyer 氏は，「農業経営簿記ネットワーク RICA」のデータに基づいた生産費と国内市場での乳製品価格動向の指標はすでに作成されており，これは2019年第二四半期には公表できるとする。その使用と普及について，欧州委員会での認可を待っているところであるという（AgraPresse Hebdo, ibid）。

7. おわりに

世界的にも乳価，乳製品価格の変動は大きななかで，EU のクォータ制度は2015年に廃止され，制度廃止後に乳価は低迷した。昨年，今年は欧州レベルでの脱脂粉乳の公的在庫がほとんど消失し，また2018年夏の干ばつの影響などで産乳量が減少したことなども幸いして乳価が回復し，生産者も一息ついたところである。その状況が今後も続くかどうかは見通しがたいし，クォータ廃止後の「軟着陸」を目指して導入された契約化と生産者の組織化という二つの措置が乳価回復にどのように，また，どれほど寄与したのかを評価するにはもう少しばかり時間がかかるかもしれない。また本稿は，こうした酪農部門での動向に着目して，とりわけフランスの新農業食品法制定以降の農業部門における競争政策の適用などについての近年の議論を紹介した。クォータ廃止以降の，生乳取引の契約化と生産者組織の強化，その市場に合わせた集乳管理の乳業メーカーないし酪農協への委任，粉乳公的在庫の縮

小など、欧州委員会は公的介入から脱却し、生産者と乳業へと供給管理の責任を委ねたと考えられる。欧州及びフランスにおける農業部門における競争政策「緩和」は、こうした背景において理解できよう(Bazin, Pflim, Pouch, (2019))。ドイツやオランダと並ぶ酪農大国であるフランスの酪農部門が、30年間続いたクォータ制度から規制の緩和された環境に移行した中で今後どのような展開を示すか、興味深いところである。

注0 欧州酪農の現状については、農林水産政策研究所の、木下順子による一連の研究資料を参照されたい(<http://www.maff.go.jp/primaff/index.html>)。

- (2) 現在、生産者乳価の決定は乳業によって異なり、例えばラクトリスの場合、50%をフランス国内で販売されるチーズやヨーグルト、飲用乳の価格、30%をバター及び粉乳、20%をチーズや飲用乳などの輸出価格（ドイツの平均価格）にインデクスさせているとのことである(Reussir lait, 2019年2月1日付け)。
- (3) オムニバス規則第152条1bisは、認可されているOPは、生産の計画化と生産費用の最適化、製品の販売と契約交渉という活動について、「欧州連合の機能に関する条約TFUE」第101条第1項を免除される、とする。
- (4) エンダイブ事件については、フランス破棄院 Cour de Cassation が、2018年9月12日の決定で、2014年のパリ高等裁判所の判決を破棄し、事件の責任者と罰金について決定するよう差し戻している。欧州司法裁判所の判決は、CAPのEU競争規則への優位を確認しつつも、「共通市場組織は競争のない空間をなすのではない。(中略)逆に、農産物市場での有効な競争の維持が共通農業組織及び共通市場組織の目標をなしている」としている。また「販売価格の集团的決定、販売量の協調、戦略的情報の交換・・・が、異なった複数の生産者組織の間でなされる場合、これは協調的行為の禁止を免除されることができない」としている。事件の判決が確定するまでにはまだなお時間がかかりそうである。
- (5) 以下の記述は、主としてフランスの法務コンサルタント会社(Racine, Avocats 及び Gouache Avocats)による要約, Jamet (2018) を参照した。
- (6) 本稿脱稿後、2019年4月13日の官報に、2010年に農業近代化法により設定された、生鮮果樹野菜部門における契約化の義務を廃止するデクレが掲載された。「本デクレは生鮮果樹野菜生産者とその買い手の間での、3年以上の書面での契約を課すことを規定した農事法典の条文(L.631条第24項)を廃止する」というものである。天候不順などの影響が激しい生鮮果樹野菜部門において、3年間の契約を行うことは不可能であり、実質的にこのような契約が行われてこなかったことを認めての措置である。
- (7) 本稿脱稿後、4月25日の官報に「著しく低い価格についての責任ある行動に関する2019年4月24日付けのオルドナンス no.2019-358」が掲載された。これはその第1条に、「著しく低い譲渡価格を定義するために、とりわけ・・・価格及びマージン形成観測 OFPM により確立されたそれを含む、入手可能なその他のあらゆる指標が考慮される」としている。このオルドナンスは、生産者から流通業者に至るまで、契約的チェーン全体を通じて、生産コストの指標を考慮することを義務づけており、新農業食品法案の審議段階では、指標としての OFPM への参照は、政府により幾度も否定されていたこともあり、農業団体はこのオルドナンス発布を、「我々の要求に完全に合致している」(全国農業経営者連盟 FNSEA)と歓迎する(AgraPresse Hebdo,no3691,p.29)。こうして、新しい規則により、裁判がなされる場合、裁判所は、生産コストに照らして、また OFPM の指標に準拠して、「著しく低い価格」を特定することができる。しかし、この価格の定義は「結局のところ、裁判所の判断によるのであって、手続きが長くかかる」(農民連盟)という反応もある(同誌)。こうした措置が実効性をもって機能するのかどうか、判断するには時期尚早であろう。

[参考文献]

- Autorité de la Concurrence (2018) *Avis no.18-A-04 du 3 mai 2018 relatif au secteur agricole*.
- Bartiaux, V., Chatellier, V., Trouvé, A. (2018) “La liberalization des marchés laitiers: Quelles réponses des acteurs économiques et des politiques?”, *Economie Rurale*, 364, pp.7-12.
- Bazin, G., Pflimlin, A., Pouch, T. (2019) *Secteur laitier par gros temps*, Académie d’Agriculture de France
- CGAAER (2017) *Les interprofessions*
- CGAAER (2015) *Mise en oeuvre de la contractualisation dans la filière laitière française*.
- Chatellier, V. (2018) “Le commerce extérieur de la France en produits laitiers: entre impasses et opportunités”, *Rencontres Recherches Ruminants*
- CNIEL (2019) *L’Economie laitière en chiffres*
- Dedieu, M.-S., Courleux, F. (2009) “Les enjeux de la régulation du secteur laitier”, *Analyse*, no.11. Ministère de l’Alimentation.
- Del Conte, C. (2017) “Les relations commerciales agricoles dans le droit français: Entre affirmation et effacement de la spécificité agricole”, *L’agricoltura dopo il trattato di Lisbona*, Ed. Caccuci, Bari, pp.191-208.
- Gouache Avocats (2018) “Droit de la concurrence et secteur agricole”.
- Institut d’élevage (2018), *Inosys-Reseaux d’élevage*, <http://idele.fr/services/observatoire-inosys-reseaux-delevage> (2019 年 3 月 20 日 接続)
- 石井圭一 (2010) 「フランス農業の構造調整と政策・制度」, 山崎亮一編著『現代農業構造問題の経済学的考察』農林統計出版, 115-141。
- Jamet, J.-P. (2018) “Agroalimentaire: les effets néfastes d’un excès de liberalism”, *Paysans*, no.372, pp.15-22.
- Lambaré, P. et al. (2016) *Contrats Laitiers, Etat des lieux en 2016*, *Economie de l’élevage*, no.474.
- 木下順子 (2013) 「EU の生乳取引市場改革—酪農家の取引交渉力強化をめざす『酪農パッケージ』の概要」『平成 25 年度カントリーレポート EU, ブラジル, メキシコ, インドネシア』農林水産政策研究所。
- Lambaré, P., Dervillé, M., You, G. (2018) “Quelles conditions d’accès au marché des éleveurs après les quotas laitiers?”, *Economie rurale*, 364, pp.55-71.
- 農畜産振興機構(2018) 「乳業メーカーランキング」, http://www.alic.go.jp/chosa-c/joho01_002264.html(2019 年 3 月 11 日 接続)
- OFPM (2018) *Rapport*
- Mathieu, Q. (2019) “Loi Egalim: Enième coup d’épée dans l’eau?”, *Paysans*, no.373.
- Perrot, C., Chatellier, V., Gouin, D.-M., Richard, M., You, G. (2018) “Le secteur laitier français est-il compétitif face à la concurrence européenne et mondiale?”, *Economie rurale*, 364, pp.109-127.
- Racine Avocats (2018) *Flash Info.* “Secteur agricole: publication de l’avis de l’Autorité de la concurrence”.
- 須田文明 (2015) 「フランスの農業構造と農地制度」『平成 25 年度カントリーレポート EU (フランス, デンマーク)』農林水産政策研究所。
- 須田文明 (2018) 「フランスにおける新農業・食品法案(上)(下)」『月刊 JA』9 月号, 12 月号。
- 須田文明 (2019) 「フランス酪農における生産コストをめぐって」『農業』平成 31 年 1 月号。
- Trouvé, A., et al. (eds) (2016) *Etude sur les mesures contre les déséquilibres de marché: Quelles perspectives pour l’après quotas dans le secteur laitier européen?*